

修業年限・在学年限

<北里大学大学院学則（抜粋）>

（標準修業年限及び在学年限）

第5条 修士課程及び博士課程の標準修業年限は次による。

- (1) 修士課程の標準修業年限は、2年とする。
- (2) 博士課程の標準修業年限は、5年とする。

ただし、薬学研究科薬学専攻博士課程及び獣医学系研究科獣医学専攻博士課程並びに医療系研究科博士課程の標準修業年限は、4年とする。

- 2 修士課程及び博士課程の在学年限は、標準修業年限の2倍を超えることができない。

ただし、転入学、再入学の場合には、在学すべき年数の2倍を超えることができないものとする。